

美容所の届出の手引（高知市）

Ver 2023.12.13

		このようなときは	以下の手続きが必要です。	備考
美容所	1	美容所を開設するとき	美容所開設届 *法第11条第1項 【P2へ】	あらかじめ、2週間前をめぐり日数の余裕を持って届出してください。 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について検査を受け、適合確認を受けた後でなければ、その美容所を使用してはなりません。*法第12条
	2	美容所開設届の届出した事項に変更が生じたとき 例 ① 美容所の名称、電話番号 ② 開設者の氏名、住所、電話番号（法人の名称、所在地及び代表者の氏名、電話番号） ③ 管理美容師の氏名及び住所（雇用、退職、異動などの場合） ④ 美容所の構造及び設備 ⑤ 美容師の氏名及び登録番号（雇用、退職、異動などの場合） ⑥ 美容師の結核、皮膚疾患等の疾患	変更届 *法第11条第2項 【P3へ】	変更後速やかに *法第11条第2項
	<p>注 次の場合は、変更届ではなく、事前に開設届の手続きが必要です。</p> <p>① 施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）により美容所としての同一性を失う場合</p> <p>② 譲渡・相続・合併・分割以外により、開設者が変更する場合</p>			
	3	美容所を廃止したとき	廃止届 *法第11条第2項 【P4へ】	廃止後速やかに *法第11条第2項
	4	譲渡※、相続、合併、分割のいずれかにより、美容所の開設者の地位を承継したとき	開設者地位承継届 *法第12条の2第2項 【P5へ】	承継後遅滞なく *法第12条の2第2項
<p>※ 令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は開設者の地位を承継することになりました。</p>				
5	美容所確認証の再交付を受けたいとき	再交付申請 *規則第3条第2項 【P6へ】	美容所確認証を破り、汚し、又は失ったとき（随時） *規則第3条第2項	

法：美容師法

政令：美容師法施行令

省令：美容師法施行規則

条例：高知市美容の業を行うときに講ずべき衛生措置等に関する条例

規則：高知市美容師法施行細則

1 美容所を開設するとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	美容所を開設する2週間前	
留意事項	<p>(1) 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について検査を受け、適合確認を受けた後でなければ、その美容所を使用してはなりません。*法第12条</p> <p>(2) 美容師でなければ、美容を業としてはなりません。*法第6条</p> <p>(3) 美容師は美容所以外の場所で美容の業をしてはなりません。ただし、政令で定める特別な事情がある場合には出張美容が可能です。*法第7条、政令第4条、条例第4条</p> <p>(4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所を衛生的に管理させるため、美容所ごとに「管理美容師」を置かなければなりません。 なお、同一人が、同時に2以上の美容所の管理美容師となることはできません。 *法第12条の3第1項、*S43.9.18環衛第8140号</p> <p>(5) 一定条件を満たせば、理容所と美容所の重複開設が可能です。*H27.12.9生食発1209第2号</p>	
手数料	高知市収入証紙 16,000円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係)(16)	
提出書類	美容所開設届(第1号様式) *省令第19条、規則第6条第1号	別紙「美容所の構造及び設備の概要」もご記入ください。
添付書類	(1)	美容師免許証の写し 照合のため、原本をお持ちください。
	(2)	診断書 *美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 結核に関しては6か月以内、皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。
	(3)	管理美容師を設置する場合 → 管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し 照合のため、原本をお持ちください。
	(4)	平面図 壁、入り口、受付、待合所、作業所、イス、流水設備等を明示してください。 受付、待合所、作業所の面積を算定できるように計測・記入してください。
	(5)	所在地を明らかにした見取図
	(6)	開設者が法人の場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
	(7)	開設者が外国人の場合 → 住民票の写し 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。

その他注意事項：美容師免許証に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、美容所開設届の美容師氏名記載欄に現在姓(〇〇)と旧姓(□□)を併記してください。

なお、美容師は、姓を変更した場合は、30日以内に美容師名簿の訂正申請をしなければなりません。*省令第3条

美容師名簿の訂正や免許証書換え交付申請の窓口は、(公財)理容師美容師試験研修センター(東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8F) 電話 03-5579-6878)です。

2 美容所開設届の届出した事項に変更が生じたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更後速やかに *法第11条第2項	
留意事項	<p>以下の事項を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *法第11条第2項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 美容所の名称、電話番号 ② 開設者の氏名、住所、電話番号（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名、電話番号） ③ 管理美容師の氏名及び住所（雇用、退職、異動などの場合） ④ 美容所の構造及び設備（注：大幅な改築の場合は事前にご相談ください。） ⑤ 美容師の氏名及び登録番号（雇用、退職、異動などの場合） ⑥ 美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無・疾病名</p> </div> <p>注 次の場合は、変更届ではなく、事前に開設届の手続が必要です。</p> <p>① 施設の移転や改築（例：面積の50%以上の増改築など）により美容所としての同一性を失う場合 ② 譲渡・相続・合併・分割以外により、開設者が変更する場合</p>	
手数料	なし	
提出書類	美容所開設届出事項 変更届（第4号様式） *省令第20条、規則第6条第4号	
添付書類	(1) 美容師の新たな使用に係る届出であるとき（美容師の追加登録）	① 美容師免許証の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】 ② その美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 【結核に関しては6か月以内、皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】
	(2) 管理美容師を設置又は変更したとき 注 すでに同一の店舗で美容師として登録済みであり、右記③の診断書を高知市保健所あてに提出済みである場合は、添付を省略できます。	① 管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】 ② 美容師免許証の写し 【原本と照合するため原本をお持ちください。】 ③ その美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 【結核に関しては6か月以内、皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】
	(3) 現在勤務している美容師が結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患にかかった場合又は治癒した場合	その美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書 【結核に関しては6か月以内、皮膚疾患については3か月以内に発行された原本の提出をお願いします。】
	(4) 構造又は設備に係る事項を変更したとき	→ 変更のあった部分を朱書で明らかにした図面
	(5) 法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したとき	定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 ・ 登記事項証明書は、最新の「履歴事項全部証明書」をご用意ください。変更日が3年以上過去の場合は「閉鎖事項証明書」も併せて必要になる場合があります。 ・ 法人の名称又は代表者を変更した場合は、上記に加えて、現在掲示している「美容所確認証」も添付してください。書き換えて後日交付します。
	(6) 店舗名称を変更したとき 営業者が改姓・改名したとき	→ 美容所確認証（現在掲示しているもの） 書き換えて後日交付します。

3 美容所を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	廃止後速やかに *法第11条第2項
留意事項	
手数料	なし
提出書類	美容所 廃止届（第5号様式） *規則第6条第5号
添付書類	美容所確認証

その他：美容師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が、30日以内に名簿の登録の削除を申請しなければなりません。*省令第4条
美容師名簿登録削除申請の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センター
（東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F） 電話 03-5579-6878）です。

4 譲渡，相続，合併，分割いずれかにより，美容所の開設者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	承継後遅滞なく * 法第12条の2第2項
留意事項	令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合，譲受人は開設者の地位を承継することになりました。詳細はご相談ください。
手数料	なし
提出書類	(1) 譲渡による場合→ 譲渡による美容所開設者地位承継届（第7号様式） (2) 相続による場合→ 相続による美容所開設者地位承継届（第8号様式） (3) 合併による場合→ 合併による美容所開設者地位承継届（第9号様式） (4) 分割による場合→ 分割による美容所開設者地位承継届（第10号様式） <small>*省令第20条の2～第22条の2，規則第6条第7号～第10号</small>
添付書類	(1) <u>譲渡による場合</u> ① 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し） ② 法人が営業者の地位を承継した場合は，当該法人の登記事項証明書 ③ 届出者が外国人の場合にあっては，住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） ④ 美容所確認証 (2) <u>相続による場合</u> ① 戸籍の謄本 又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し <small>戸籍の謄本を添付する場合：具体的には，被相続人（＝亡くなられた方）の出生から死亡までの一連が確認できる戸籍謄本等（状況により除籍謄本や改製原戸籍を含む。）が必要です。なお，状況により相続人についても戸籍謄本等の提示をお願いする場合があります。原本の返却を希望される場合は，その旨ご依頼ください。複写後に原本をお返しします。</small> ② 相続人が2人以上ある場合において，その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては，その <u>全員の同意書</u> ③ 美容所確認証 (3) <u>合併による場合</u> ① 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 ② 美容所確認証 (4) <u>分割による場合</u> ① 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 ② 美容所確認証

その他：美容師が死亡又は失そ等の宣告を受けたときは，戸籍法による届出義務者が，30日以内に名簿の登録の削除を申請しなければなりません。*[省令第4条](#)
美容師名簿登録削除申請の窓口は，（公財）理容師美容師試験研修センター
（東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8F） 電話 03-5579-6878）です。

5 美容所確認証の再交付を受けたいとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	随時 *規則第3条第2項
留意事項	開設者は、美容所の見やすい場所に、美容所確認証等を掲示する必要がありますので、美容所確認証を破り、汚し又は失ったときは、再交付申請をしてください。 *規則第3条第2項、規則第4条
手数料	なし
提出書類	美容所確認証 再交付 申請書（第3号様式） *規則第6条第3号
添付書類	美容所確認証を破り、又は汚したときは、その美容所確認証を添付してください。